

# 申告書は自分で書いてお早めに

私たちの税金は、豊かで安定した社会を作るために使われます。市の行政サービスも税金で賄われます。『社会の会費』ともいえる税金を正しく申告し、納めましょう。

所得だけでなく、所得控除や税額控除も忘れず申告してください。

## 所得税の確定申告が必要な人

- 事業を営んでいる人や不動産収入のある人、保険満期金を受け取った人などで平成23年中の合計所得金額が、所得控除の合計金額を超える人
- サラリーマンで、次のいずれかに該当する人
  - ① 平成23年中の給与収入が2,000万円を超える人
  - ② 給与の支払いを1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)が20万円を超える人
  - ③ 給与の支払いを2カ所以上から受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える人
- 公的年金等に係る雑所得のある人で、平成23年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ平成23年中の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告は不要です。詳しくは、三島税務署にお問い合わせください。
- 源泉徴収された所得税がある給与所得者や公的年金等に係る雑所得のある人などであっても、医療費控除、雑損控除、寄附金控除、生命保険料控除などの各種控除などにより源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

## 市県民税の申告が必要な人

- 平成24年1月1日現在、市内に居住し平成23年中に所得があった人で、次のいずれかに該当する人
  - ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得などの所得があった人
  - ② 給与所得者で次に該当する人
    - ・ 勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
    - ・ 給与所得以外の所得があった人
    - ・ 日給等で働いている人
  - ・ 平成23年中の途中で退職し、再就職していない人
  - ・ 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などがある人
  - ③ 公的年金等の受給者で次に該当する人
    - ・ 公的年金等以外の所得があった人
    - ・ 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などがある人
  - ④ 国民健康保険に加入している人で、他の人の扶養になっていない人
  - ⑤ 所得はないが、所得証明書や非課税証明書が必要な人と

## 市県民税の申告が必要ない人

- 該当者は、市県民税の申告をする必要はありません。
  - ① 所得税の確定申告書(還付申告書を含む)を提出した人
  - ② 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市へ『給与支払報告書』が提出されている人(左ページ上へ)

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得がわかるもの)
- 本人名義の振込口座番号がわかるもの
- 前年に確定申告をした人は、その申告書と収支内訳書の控えを参考にお持ちください。
- そのほかに必要なもの
  - 【医療費控除を受ける場合】
    - ① 平成23年中に支払った医療費の領収書
    - ② 高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを取得した場合は、その金額がわかるもの
  - 領収書は病院や診察を受けた人ごとに仕分けして金額を合計し、メモ用紙などに整理してください。

【社会保険料控除を受ける場合】  
 \* おむつ代の医療費控除は、10ページを参照。  
 平成23年中に支払った国民年金・健康保険など

どの金額がわかる支払証明書等  
 \* 国民年金保険料については日本年金機構から送付される控除証明書の提示が必要です。証明書などを紛失し、納付金額が不明な場合は、次の番号にお問い合わせください。  
 問合せ 控除証明専用ダイヤル  
 ☎ 0570(070)117  
 三島年金事務所  
 ☎ 055(973)1444

【生命保険料控除・地震保険料控除などを受ける場合】  
 保険会社等が発行する控除証明書  
 【障害者控除を受ける場合】  
 障害者手帳、戦傷病者手帳、市長等が発行する障害者控除対象者認定書など(本人、扶養親族分)  
 \* 障害者控除対象者認定書は、『平成23年12月31日(死亡した人は死亡の日)現在において65歳以上で要介護認定者』に対して申請により発行されます。詳しくは10ページを参照。

問合せ 高齢者支援課 ☎ 0558(76)8009

## 市県民税申告書は郵送で提出可

〒410-2292  
 伊豆の国市長岡 340-1  
 伊豆の国市役所課税課

## 還付申告相談

とき 2月6日(月)～15日(水)  
 9:00～11:00、13:00～16:00  
 ところ 大仁庁舎 市役所大仁庁舎  
 2階第1会議室



## 確定申告書をパソコンで作成

国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>  
 → 確定申告特集

## 確定申告テレフォンセンター

2月1日(水)～3月15日(木)まで、所得税・消費税の確定申告、贈与税の申告の相談を受け付けます。

☎ 055-987-6711  
 → 自動音声に従い『0』を選択

## 国税に関する一般的な相談

☎ 055-987-6711  
 → 自動音声に従い『1』を選択

## 三島税務署問合せ

☎ 055-987-6711  
 → 自動音声に従い『2』を選択

## 三島税務書申告相談会

【所得税・贈与税・消費税・地方消費税】  
 とき 2月16日(木)～3月15日(木)  
 9:00～17:00  
 \* 土・日曜日を除きます。  
 \* 会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。  
 ところ 三島商工会議所1階TMOホール  
 \* 会場には無料駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。  
 \* この期間、三島税務署では、所得税などの申告相談は行っていません。

※伊豆長岡庁舎では行いません。ご注意ください!

相談会・受付時間	確定申告 相談・受付	税務署員による 出張申告相談・受付	税理士による 無料申告相談・受付
	会場 (対象地区)	9:00～11:00 13:00～16:00	9:30～11:00 13:00～16:00
市役所大仁庁舎 2階第1会議室 【対象】大仁地区、天野・長岡・小坂・富士見・長瀬・戸沢・花坂地区の人	2月16日(木) ～3月15日(木) * 土・日を除く	2月21日(火)	2月16日(木) ～23日(木) * 土・日を除く
市役所葦山庁舎 3階大会議室 【対象】葦山地区、堀之上・古奈・谷戸・仲之台・鳥打・珍野・町屋・大北・千代田・長塚地区の人		2月27日(月)	2月24日(金) ～3月2日(金) * 土・日を除く

## 注意!

\* 混雑緩和のため、会場ごとに対象地区を指定させていただきます(強制ではありません)。\* 青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税の申告相談は市役所会場ではできません。三島税務署が開催している三島商工会議所の申告相談会場へお願いします。\* 混雑状況によっては、受付時間前でも受け付けを締め切らせていただくこともあります。ご了承ください。